



ごみ処理性能指針の一部を改正

環境省は、ごみ処理施設性能指針の一部を改正し、平成14年11月15日付で廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県知事宛に通知した。この改正によりごみ処理施設に廃棄物原材料化施設が追加された。